

1日合同行政相談所

福祉や年金、道路、相続問題など、さまざまなご相談を国の行政機関や弁護士などが無料でお聞きします。秘密厳守で対応しますので、お気軽にご相談ください。

◆日時・会場 9月25日(木) 午前10時～午後3時
アピアさつき 1階フロア(四万十市右山五月町8-13)

◆参加予定機関 1機関につき、20分以内



受付時間	参加予定機関
午前10時～午前11時30分	高知地方法務局、中村河川国道事務所、高知県、社会保険労務士、 ※高知県外国人生活相談センター
午前10時～午後2時30分	行政相談委員、高知行政監視行政相談センター、 ※弁護士、※司法書士、※税理士
午後1時～午後2時30分	幡多年金事務所、中村警察署、四万十市、四万十市社会福祉協議会

※弁護士、司法書士、税理士および高知県外国人生活相談センターへのご相談は、予約が必要です。

◆予約期間 9月8日(月)～10日(水) 午前9時～午後5時

○お問い合わせ 総務省高知行政監視行政相談センター ☎088-824-4100

不動産に関する無料相談開催

◆日時 9月11日(木) 午後1時～午後4時

◆場所 四万十市総合文化センターしまんとびあ(ミーティングルーム4)(四万十市右山五月町7-7)

◆内容 高知県宅地建物取引業協会の専門の相談員が不動産(土地・住まい)に関する問題などについてお答えする無料相談会。

○お問い合わせ (公社)高知県宅地建物取引業協会 ☎088-823-2001
〒780-0901 高知市上町1丁目9番1号 高知県宅建会館

ご存じですか 公証制度

10月1日(水)から10月7日(火)は、「公証週間」です。「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり、遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。そこで、公正証書の作成方法や利点について見てみましょう。

いつでも どこでも 信用される 公正証書

公証役場は、法務大臣に任命された公証人が、その権限に基づいて公正証書を作成する所です。

- ①公正証書は国の機関に準ずる公証人が作成する文書のため、裁判そのほかの面で極めて強い証拠力が認められています。
- ②公正証書の内容についての秘密は厳守され、原本は公証役場の書庫に厳重に保管されるため、紛失および改ざんの心配はありません。
- ③金銭の支払契約で強制執行の条項を設けている場合には、その公正証書で相手の財産に対して強制執行をすることができます。つまり、相手が支払の約束に違反した場合には、訴訟を起こすことなく相手方の動産・不動産・給料など各種の財産を差押え、債権を取り立てることができます。また、配当要求をすることもできます。
- ④遺言公正証書には自筆遺言証書と違い、遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認を受けることなくただちに不動産登記など、記載の内容を実現する効力があります。これにより、遺産分割に際して各相続人間の争いを未然に防ぐことができます。また、遺言公正証書については、原本を電子情報化し、電子版として別途保存していますので、万一災害などによって原本が逸失した場合にも復元ができます。

【無料公証相談】公証週間中に限らず、土曜日、日曜日、祝日を除いて無料相談を行っています。

◆日時 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 午前9時～正午、午後1時～午後5時

◆場所 中村公証役場(四万十市中村大橋通6丁目3番7号第1とらやビル4階)

◆駐車場 吉井病院西隣 No.37,38

○お問い合わせ 中村公証役場 ☎34-1728